

道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税かどうかの確認方法（給与所得者の場合）

表

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	所得区分	所得金額①
所得控除	雑 損		障・養・の・勤		
	医療費		配偶者		
	社会保険料		配偶者特別		
	小規模企業共済		扶 養		
	生命保険料		基 礎		
	地震保険料		所得控除合計②		
(摘要)					

税 額	税額控除前所得割額③	
	市町村民税 税額控除額⑤	
	所得割額	
	均等割額⑦	
	道府県民税 税額控除額⑤	
	所得割額	
	均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
既納付額⑪		
無引納付額 (⑩-⑪-⑫)		
変更前税額⑫		
増減額 (⑧-⑫)		
変 更 月		

受給者番号	氏 名	指 定 番 号
住 所	宛 名 番 号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市（町・村）長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提訴することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

市町村長 氏 名 印

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

勤め先より配られる市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の 税額 所得割の部分を見て

市町村・道府県ともに、0円または空欄、非課税となっているかどうかご確認ください。

※上記はあくまで給与所得者の場合の一例です。市町村によって様式に差異がある場合があります。